総行行第５１４号
総行選第１１７号
令和８年１０月３０日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各指定都市市長
各指定都市選挙管理委員会委員長
殿

総務省自治行政局長
総務省自治行政局選挙部長
（公印省略）

大都市地域における特別区の設置に関する法律に基づく特別区の設置についての投票及び普通地方公共団体の選挙の期日について（通知）

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和８年法律第７８号）の施行に伴い、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行令（令和８年政令第３４２号。以下「副首都法施行令」という。）及び国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律施行規則（令和８年内閣府令第９２号）の公布及び施行について、内閣官房地域未来戦略本部事務局副首都整備等推進室長及び内閣府副首都整備等担当室長から各都道府県知事、各都道府県議会議長、各指定都市市長及び各指定都市議会議長宛てに別添のとおり通知が発出されました。

副首都法施行令では、副首都に必要な地方行政体制の要件の一つとして、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成２４年法律第８０号。以下「大都市地域特別区設置法」という。）に基づく特別区の設置が規定されました。

これに関連して、別添通知の第四の二のとおり、法案審議において「大都市地域における特別区の設置についての住民投票期間と関係市町村及び関係道府県の議会の議員の一般選挙並びに、長の選挙に係る選挙期間とが重複しないように最大限調整する。」旨の附帯決議がなされています。

大都市地域特別区設置法に基づく特別区の設置についての投票の期日及び普通地方公共団体の選挙の期日（いわゆる統一地方選挙として実施される場合など選挙の期日が別に法律で定められる場合を除く。）はそれぞれ選挙管理委員会が定めるものであるところ、貴職におかれましては、当該附帯決議の趣旨を十分に踏まえ、適切に対応いただくようお願いします。

また、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村の長及び選挙管理委員会委員長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。